

# 登別市民憲章啓発標語 金賞・優秀賞作品の紹介

問い合わせ 登別市民憲章推進協議会事務局連絡所  
(企画調整グループ内・☎011-222-8511)

登別市民憲章推進協議会は、啓発活動の一環として、市内全8小学校の4年生を対象に、標語を募集しました。

テーマは市民憲章5項目のうち2項目『親切をつくし きまりを守って 明るく住みよいまちをつくりましょう』と『未来をつくる青少年の 健全な夢の育つまちをつくりましょう』です。

## 金賞

元気いっぱいあいさつをして えがおあふれるまちをつくりましょう	幌別小学校	安士 葉瑠香
助け合い 明るい未来を 作るまち	幌別西小学校	高橋 雄希
明るい未来の登別 みんなで創ろう登別	鷺別小学校	藤井 涼太郎
未来はね 笑顔いっぱい 夢いっぱい	登別小学校	山村 彩紗
ゆめ育つ 明るいまちを つくりたい	富岸小学校	加藤 凜華
登別 豊かなまちに 気もちよく	幌別東小学校	千葉 誉斗
親切を 町いっぱい 広げよう	若草小学校	清瀬 栞奈
のぼりべつ みんなの夢が かなうまち	青葉小学校	原 隆翔

## 優秀賞

清潔にし ほほえみあふれる にぎやかなまちをつくりましょう	幌別小学校	勝俣 音々美
元気にあいさつをして みんなが素直になれる 明るいまちをつくりましょう	幌別小学校	藤原 美優
相手の気持ちを考えたり あいさつをしたりして 平和でゆたかなまちをつくりましょう	幌別小学校	松尾 利菜
子ども達 未来のために 歩きだす	幌別西小学校	嶋津 駿介
親切で みんなの心を かえたいな	幌別西小学校	吉田 詩奈
未来に向かって 前向き 大好きな登別のために	鷺別小学校	山木 暖歩
未来にのこそう わがほこり	鷺別小学校	原田 空
親切は 笑顔をつくる いきまり	登別小学校	佐藤 愛華
明るくて やさしくす 町づくり	富岸小学校	菊地 秀斗
子供たち 笑顔あふれる 温泉地	富岸小学校	菊地 涼耶
親切で きまりを守る 登別	富岸小学校	佐々木 隆成
まちじゅうに 人の笑顔の 花が咲く	富岸小学校	平井 俊輔
自然を愛し 平和で豊かな まちづくり	若草小学校	木村 有里南
親切に 夢がいっぱい 登別	若草小学校	本田 優美香
みんなでつくる 明るい町に	若草小学校	鎌田 麻那
登別 温泉で人の心も あたたまる	青葉小学校	河田 依舞
思いやり 心をつなぐ おもてなし	青葉小学校	石川 瑠菜

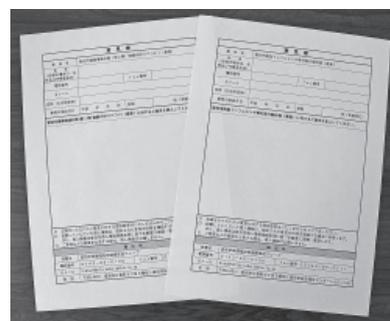
パブリックコメント（意見公募）制度に基づき、  
皆さんからの意見を募集します

募集期間  
12月31日(水)まで

	登別市行政手続条例の一部改正 (案)	(仮称) 登別市障がい者支援プラン (案)
概要・目的	<p>行政が行う処分や行政指導などの手続きを規定する『行政手続法』において、法律に基づく行政指導を受けた者が、その指導が法律に適合しないと思う場合に、行政に対しその中止などを求める手続きなどが追加され、平成27年4月1日から実施されます。</p> <p>この『行政手続法』の規定では、市が行う条例などに基づく処分および行政指導は適用除外とされているため、『登別市行政手続条例』に、行政手続法に追加された手続きを規定するため、この条例の一部改正を行います。</p>	<p>市は、障害者基本法に基づき、障がい者の生活全般に関する市の施策についての基本的な事項を定めた『登別市障がい者福祉計画』と、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスなどを地域で計画的に提供するために定めた『第3期登別市障がい福祉計画』を策定しています。</p> <p>これらの計画は、いずれも本年度で計画期間満了を迎えることから、二つの計画を一本化し、新たに『(仮称) 登別市障がい者支援プラン』を策定します。</p>
担当グループ	<p><b>総務グループ</b> 〒059-8701 中央町6丁目11 (☎⑤ 1 1 3 0 ・ ㊟⑤ 1 1 0 8) Eメール: somu@city.noboribetsu.lg.jp</p>	<p><b>障害福祉グループ</b> 〒059-8701 中央町6丁目11 (☎⑤ 3 7 3 2 ・ ㊟⑤ 1 1 0 8) Eメール: welfare2@city.noboribetsu.lg.jp</p>



▲各閲覧場所備え付けの『意見箱』(例)



▲意見書 (例)

	登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例 (案)	登別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (案)	第6期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (案)
概要・目的	<p>これまで介護保険法や厚生労働省令などで定められていた、地域包括支援センターの基本方針や職員数などに関する基準について、介護保険法の一部改正などにより、市において定めることとされたため、今回新たに制定するものです。</p>	<p>これまで介護保険法や厚生労働省令などで定められていた、指定介護予防支援の基本方針や職員数などに関する基準について、介護保険法の一部改正などにより、市において定めることとされたため、今回新たに制定するものです。</p>	<p>平成27年度から平成29年度までの3年間における高齢者の保健福祉施策を定める計画と介護保険の給付対象となる介護サービスに関する計画を一体的に策定するものです。</p>
担当グループ	<p><b>高齢・介護グループ</b> 〒059-8701 中央町6丁目11 (☎⑤ 5 7 2 0 ・ ㊟⑤ 3 2 9 3) Eメール: kaigo@city.noboribetsu.lg.jp</p>		<p><b>社会福祉グループ</b> 〒059-8701 中央町6丁目11 (☎⑤ 1 9 1 1 ・ ㊟⑤ 1 1 0 8) Eメール: welfare@city.noboribetsu.lg.jp</p>

- ▶ **資料の閲覧** 本案の全文は、市役所1階市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、意見募集の各担当グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します
- ▶ **意見の例** 『○○事業は、△△のように改善すれば市民が利用しやすくなる』、『条例案○条は、△△と記載されているが、□□の理由から◇◇のような記載が必要ではないか』など、皆さんの意見をお寄せください
- ▶ **意見の提出方法** 各閲覧場所に備え付けの専用用紙か任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、各閲覧場所備え付けの『意見箱』に投函するか、郵送またはファクス、Eメールで各担当グループに提出してください
- ※電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ▶ **意見に対する回答** 寄せられた意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所に閲覧ファイルを備え付けます
- ※意見を提出した方に対して個別の回答は行いません。
- ※意見を提出した方の住所、氏名、電話番号は公表しません。